

年金 1 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 以下の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
(20点)

(1) 確定給付企業年金法（以下、「法」という。）及び確定給付企業年金法施行令（以下、「施行令」という。）における最低積立基準額の計算方法に関する記述について空欄を埋めなさい。

法第六十条第三項 最低積立基準額は、加入者等の当該〔①〕までの〔②〕給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する〔③〕の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

施行令第三十七条 法第六十条第三項の政令で定める基準は、加入者等の当該〔①〕までの〔②〕給付として規約で定めるものが、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものであることとする。

- 一 当該〔①〕において、〔④〕の支給を受けている者 当該〔④〕
- 二 当該〔①〕において、老齢給付金の受給権者であって法第三十七条第一項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が当該〔①〕において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金
- 三 当該〔①〕において、老齢給付金を受けるための要件のうち〔⑤〕以外の要件を満たす者（加入者及び老齢給付金の全部に代えて脱退一時金の支給を受けた者を除く。）その者が〔⑤〕を満たしたときに年金として支給される老齢給付金
- 四 当該〔①〕において、法第四十一条第二項第一号に係る脱退一時金の受給権者であって、同条第四項の規定に基づきその脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をしている者 その者が当該〔①〕において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金
- 五 当該〔①〕において、加入者であって、老齢給付金を受けるための要件のうち〔⑤〕以外の要件を満たす者 その者が老齢給付金を受けるための要件を満たしたときに支給される当該老齢給付金のうち、その者の当該〔①〕までの〔②〕分として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額
- 六 当該〔①〕における加入者（前号に規定する者を除く。） その者が脱退一時金を受取るための要件を満たしたときに支給される当該脱退一時金のうち、その者の当該〔①〕までの〔②〕分として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額

(2) 「法人税法施行令附則第十六条第一項第九号」に定める適格退職年金から確定拠出年金への資産移換に関する記述について空欄を埋めなさい。

- 当該契約に係る前号に規定する留保すべき金額から当該契約に係る〔⑥〕を控除した金額に相当する金額（以下この項において「要留保額」という。）は、次に掲げる金額を除き、事業主に〔⑦〕しないものであること。

イ～ホ （略）

- へ 受益者等が確定拠出年金法第二条第八項（定義）に規定する〔⑧〕（以下この号において「〔⑧〕」という。）となったため、又は既に〔⑧〕である当該受益者等に係る当該契約に基づく給付の額の全部又は一部を当該〔⑧〕の同条第十二項に規定する〔⑨〕（以下この号において「〔⑨〕」という。）に充てるため、事業主が当該契約の全部又は一部を〔⑩〕したことにより〔⑦〕される金額（以下この号において「〔⑦〕金額」という。）のうち、当該事業主が各〔⑧〕の〔⑨〕に充てるものの額を直ちに払い込む場合のその払込金額に相当する金額

- ト 事業主がへの払込みを行う場合において、〔⑦〕金額のうち〔⑥〕に充てるものの額を直ちに払い込むときのその払込金額に相当する金額

(3) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」の「第四 掛金の額に関する事項」に関する記述について空欄を埋めなさい。

- 加入者のうち、「休職等（労働協約等に規定される〔⑪〕休業、〔⑫〕休業を含む。）期間中の者」については、「休職等期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める〔⑬〕の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該部分の全部又は一部について、当該加入者に係る掛金を拠出しないことができること。

- 加入者のうち、「一定の勤続期間未満」、「一定の勤続期間以上」、「一定の年齢以上」又は「一定の年齢以下」の者については、「当該期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める〔⑭〕期間中若しくは〔⑮〕期間中であること又は労働協約等に定める〔⑬〕の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより、給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該部分の全部又は一部について、当該加入者に係る掛金を拠出しないことができること。

(4) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」の「第三 給付の額に関する事項」に関する記述について空欄を埋めなさい。

○ 規則第二十五条第一号及び第三号における「組み合わせた方法」とは、給付の額又は算定の方法について、次のうち規約で定める方法とすること。

ア

イ (ただし、の結果、給付の額がを上回るものとする。)

ウ 一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法

エ 加入者期間、給付額算定用加入者期間、、労働協約等に定める等又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法

問題 2. 以下の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]
(20点)

(1) 確定給付企業年金を分割する場合において、移換する積立金の算定方法について簡記しなさい。

(2) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の割合を計算する方法の 1 つである支給倍率基準について簡記しなさい。

(3) 確定給付企業年金において、以下に掲げた 3 つの給付の額が年金として支給する老齢給付金の額に対して満たすべき要件に関し、確定給付企業年金法施行令および確定給付企業年金法施行規則に定められている内容について簡記しなさい。

① 一時金として支給する老齢給付金の額

② 法第四十一条第二項第二号にかかる脱退一時金の額

③ 遺族給付金の額

(4) 確定給付企業年金において、ある年度に大量の脱退者が発生した場合、当該年度末の決算において発生すると考えられる年金財政上の差損益について簡記しなさい。

問題 3. 確定給付企業年金の特別掛金について以下の設問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕(20点)

- (1) 確定給付企業年金において、給付区分及び実施事業所が複数である場合、給付区分ごとに特別掛金を算定する方法及び実施事業所ごとに特別掛金を算定する方法について、それぞれ簡記しなさい。なお、実施事業所共通の給付区分はないものとする。
- (2) A事業所は、基金型確定給付企業年金（以下、「A基金型」という）を実施しており、今般、グループ企業の年金制度を効率的に運営・管理するため、B・C・Dの各事業所が実施する規約型確定給付企業年金（以下、それぞれ、「B規約型」、「C規約型」、「D規約型」という）を給付に係る権利義務の移転・承継の方法によりA基金型へ移行し、制度統合することとした。制度統合後においては、特別掛金を実施事業所ごとに設定し、承継事業所償却積立金を活用するものとする。このとき、次の①～③に答えなさい。
- ① 適切と考えられる特別掛金の算定方法について簡記しなさい。
 - ② 制度統合後の過去勤務債務の額について、実施事業所ごとに算定しなさい。
 - ③ 承継事業所償却積立金を設定できる実施事業所を答えなさい。

なお、解答に必要なその他の前提は以下のとおりとする。

<その他の前提>

- ・制度統合前のA基金型の給付区分は1つである。また、制度統合後の給付設計は、制度統合前のA基金型の給付設計にあわせるものとする。
- ・制度統合直前の財政決算状況（計算基準日：平成21年3月末）は以下のとおり。

	数理上資産額 (※1)	数理債務	特別掛金収入現価	基本金 (※2)
A基金型	5,000	9,000	3,000	▲1,000
B規約型	3,000	2,000	0	1,000
C規約型	1,800	2,000	300	100
D規約型	1,000	1,200	100	▲100

※1 固定資産の評価方法は時価によるものとする（上記の表にある数理上資産額は純資産額と一致する）。

※2 基本金については、正の場合は別途積立金、負の場合は繰越不足金を表している。

- ・制度統合を反映した財政計算（計算基準日：平成21年3月末）を行ったところ、各実施事業所の数理債務は以下のとおりとなった。
A事業所：9,050、B事業所：2,400、C事業所：2,100、D事業所：800
- ・A・B・C・D以外の実施事業所はないものとする。

- (3) 確定給付企業年金において、実施事業所が増加する場合における事業所ごとの特別掛金の設定および承継事業所償却積立金の設定について留意点を簡記しなさい。

【 第 II 部 】

問題 4. 近年、運用環境の悪化等により、多くの確定給付企業年金が大幅な積立水準の低下を招くこととなっている。これらの事態に対する事前の備えとして、確定給付企業年金において考えられる方策について所見を述べなさい。なお、解答にあたっては、現時点で可能な方策を簡記したうえで、今後の法令等の整備も視野に入れて考えられる方策を、そのように考える理由も含め、述べること。〔解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚以内とすること〕（40 点）

年金 1 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1

- ①事業年度の末日 ②加入者期間に係る ③費用の額 ④年金給付 ⑤老齢給付金支給開始要件 ⑥過去勤務債務等の現在額 ⑦返還 ⑧企業型年金加入者 ⑨個人別管理資産 ⑩解除
⑪介護 ⑫育児 ⑬退職金 ⑭見習 ⑮試用 ⑯加法 ⑰減法 ⑱零 ⑲資格喪失事由 ⑳職種
(⑪と⑫、⑭と⑮はそれぞれ順不同)

問題 2

(1) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

＜確定給付企業年金法施行規則第八十七条の二第一項より＞

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法)

第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- 一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法
 - イ 給付に要する費用の額の予想額の現価
 - ロ 数理債務の額
 - ハ 数理債務の額から特別掛金額の予想額の現価と第四十七条に定める掛金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額
 - ニ 分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日若しくはその前の財政計算の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における最低積立基準額
- 二 次に定める額のうち、移換先確定給付企業年金に係る額の合計額とする方法（分割時積立金の額が本号イの算定に用いる前号に掲げる額を下回る場合に限る。）
 - イ 前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額（分割時積立金の額が前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額の合計額を下回る場合にあっては、当該分割時積立金の額を当該前号に掲げるいずれかの額のうち

ち受給権者等に係る部分の額に応じて按分して得た額)

- ロ 分割時積立金の額からイに掲げる額の合計額を控除して得た額につき、本号イの算定に用いる前号に掲げる額のうち加入者（受給権者を除く。）に係る部分の額に応じて按分して得た額

三 その他厚生労働大臣が定める方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(2) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

【退職給付会計 実務基準 3. 4. 3】

期末までに発生していると認められる額の割合として、「退職時点における支給倍率」に対する「現在時点における支給倍率」の割合を用いる方法である。

退職事由や勤続年数による給付の増分の格差が僅少であったり、頭打ちを含め支給倍率が前加重となっている場合や、業務内容の専門性・複雑性を重視して支給倍率が設定されている場合などにあつて、支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、当該方法を用いることができるものとする。

なお、支給倍率が労働の対価を合理的に反映していない例としては以下のような場合があるが、(3)にあつては初めて給付が行われるまでの期間、(4)にあつては特定の勤続や年齢までの期間の支給倍率について適切な補正を行えば、当該方法を用いることもできるものとする。

- (1) 勤続年数の増加に伴い支給倍率が減少する場合
- (2) 支給倍率が明らかに後加重となっている場合
- (3) 短期勤続の退職者に対して給付がない場合
- (4) 特定の勤続や年齢の前後において支給倍率に大幅な格差がある場合

(3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ① 一時金として支給する老齢給付金の額は、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価に相当する金額（以下「現価相当額」という。）を上回らないものであること。
- ② 法第四十一条第二項第二号に係る脱退一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること。
- ③ 遺族給付金の額は、老齢給付金の受給権者となった者が受給権の取得と同時に死亡した場合においてその者の遺族に支給する遺族給付金の現価相当額（当該遺族給付金の全部又は一部を一時金として支給する場合にあつては、年金として支給する遺族給付金の現価相当額と一時金として支給する遺族給付金の額とを合算した額）が、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上回らないものであること。

なお、遺族給付金の支給によって確定給付企業年金の財政の安定が損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件（遺族給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであること）に該当する場合には、当該確定給付企業年金の遺族給付金の額は、当該確定給付企業年金における遺族給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価が当該確定給付企業年金に

おける老齢給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価をその計算の基準となる日において上回らないこととなる額の範囲内で定めることができる。

上記①～③において、現価相当額を算出する際に用いる予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率とし、予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること

(4) 次のような影響が考えられる。

・大量の脱退者の発生要因がリストラ等によるものである場合には、退職事由が会社都合であることが多く、また会社都合退職の場合は自己都合退職よりも給付額が大きいことが多い。いっぽう、財政計算上は一般的に自己都合退職による給付を見込んでいるため、脱退差損が発生することが考えられる。

・特別掛金があり、給与の一定割合や加入者一人あたりの掛金率を設定している場合、当該年度の特別掛金の収入の減少と年度末時点の特別掛金収入の見込みの減少による差損が発生すると考えられる。なお、定率償却を行っている場合や、事業所別に一定額の特別掛金を設定している場合は、当該差損は発生しない。また、大量の脱退が実施事業所の減少によるものである場合は、当該事業所に係る特別掛金収入現価相当額の一括拋出が行われるので、結局当該差損が打ち消されることとなる。

・財政方式を将来加入者を見込む開放型の方式としている場合、通常は将来加入者の必要掛金率の方が低く、加入者の減少は将来加入者の減少につながるため、差損につながると考えられる。

問題3

(1)

➤ 給付区分毎に特別掛金を設定する場合

- ・ 給付区分毎に後述の方法により資産配分を行い、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、給付区分ごとに特別掛金を設定することが可能。

なお、受給権者の数理債務の額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額を制度全体の数理債務の額から控除した上で上記の資産配分を行うことも可能。

資産の額を直前の財政検証の基準日、前回の財政計算の基準日、又は、当該財政計算の基準日における次のいずれかの比率により按分すること

なお、

- ① 数理債務の比
- ② 数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比
- ・ 給付区分ごとに異なる償却方法・予定償却期間・償却割合を設定することが可能。

➤ 事業所毎に特別掛金を設定する場合

- ・ 過去勤務債務の額について、次のア) 又はイ) の方法により、実施事業所ごとに配分した額に基づいて、実施事業所ごとに特別掛金を算定することが可能。

ア) 過去勤務債務の額を按分する方法

過去勤務債務の額を、直前の財政検証の基準日、前回の財政計算の基準日、又は、当該財政計算の基準日における次のいずれかの比率に応じて按分した額を各実施事業所に係る過去勤務債務の額とする方法

- ① 加入者数
- ② 給与
- ③ 数理債務

イ) 過去勤務債務の額の変動分（後発債務分）を按分する方法

過去勤務債務の額から特別掛金収入現価の額（注）を控除した額を、直前の財政検証の基準日、前回の財政計算の基準日、又は、当該財政計算の基準日における次のいずれかの比率の比率に応じて按分した額に、各実施事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額を各実施事業所に係る過去勤務債務の額とする方法

- ① 加入者数
- ② 給与
- ③ 数理債務
- ④ 数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価

（注）直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とし、当該財政計算の基準日における額とした場合には財政計算前の額とする。

なお、上記のア) およびイ) で「数理債務」または「数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」で按分する場合、受給権者の数理債務の額を資産額から先取りした場合は、当該受給権者に係る数理債務の額を制度全体の数理債務の額から控除したもので按分を行うこと。

- 同一の給付区分では同一の償却方法とし、増加する実施事業所に係る当該増加時の特別掛金（編入時の特別掛金）を除き、予定償却期間・償却割合は同一とする。

(2)

①実施事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額に基づいて、特別掛金を算定することとなる。この場合、給付区分が同一の既存実施事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。

②財政計算基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額は以下の通りとなる。

- A基金型に属する事業所については、4,050（統合後の数理債務（9,050）－数理上資産額（5,000））
- B基金型に属する事業所については、▲600（統合後の数理債務（2,400）－数理上資産額（3,000））
- C規約型に属する事業所については、300（統合後の数理債務（2,100）－数理上資産額（1,800））

- D規約型に属する事業所については、▲200（統合後の数理債務（800）－数理上資産額（1,000））

③②より承継事業所償却積立金を設定できる事業所は負の過去勤務債務の額を有するB規約型に属する事業所とD規約型に属する事業所である。

(3)

➤ 事業所毎の特別掛金の設定について

- 実施事業所の増加時における当該実施事業所の過去勤務債務の額の償却に係る特別掛金（編入時の特別掛金）については、次回以降の財政計算においても、その未償却分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができるが、編入時の特別掛金以外については、制度全体で規則第46条の要件に満たす必要がある。
- 実施事業所の増加時における制度全体の過去勤務債務の額を事業所毎に按分し、事業所毎の特別掛金を算出することもできるが、増加する事業所と既存の事業所での不公平感につながる。
- 実施事業所が増加する場合において、財政計算を行う場合に該当しない場合については、制度全体の財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができる。

➤ 承継事業所償却積立金の設定について

- 承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日時点以降、以下のいずれかに基づいて算出された利息により増加する。
 - ✓ 制度の運用利回りの実績、
 - ✓ 零以上予定利率以下で規約に定める利率
- 承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金をとりくずし、特別掛金に充当すること（特別掛金額から控除する）。
- 一度、承継事業所償却積立金を設けた場合は、その後の事業所編入等があった場合は必ず、特例的取扱いの適用が求められること。
- 基金分割や事業所単位の権利義務承継時および事業所脱退時の一括拠出については承継事業所償却積立金があれば優先的に配分すること。
- 解散時の一括拠出金についても、事業所脱退と同様の取扱いをする。ただし、一括拠出を計算した結果が負になる場合、当該負の額は0とし他の事業所に配分し掛金を引き下げるものとする。

【 第 II 部 】

問題 4

(以下に挙げた解答例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまで一例として参考にされたい。)

○現時点で可能な方策

・特別掛金に関しては、特別掛金をいわゆる元利均等償却方式で設定している場合は償却年数の短縮、定率償却方式で設定している場合は償却割合の引き上げ、弾力償却方式においては償却期間内の短期期間を採用する等、過去勤務債務の早期の償却を図ることにより非継続基準の積立水準を向上させることが考えられる。

さらに、定例の財政再計算の間隔を短縮したり、許容繰越不足金を上限ではない水準に設定する等、なるべく繰越不足金が拡大しないように予め定めておくことも考えられ、また、実際に繰越不足金が発生した場合には定例の財政再計算によらない任意の繰越不足金解消計算を実施することも考えられる。

・特例掛金に関しては、次回再計算までに積立金の額が責任準備金もしくは最低積立基準額に不足することが予想される額を特例掛金として設定すること、あるいは積立金が最低積立基準額を下回る部分の全部または一部を特例掛金として拠出することにより、非継続基準の積立水準を向上させることが考えられる。

・予定利率の引き下げにより、標準掛金・特別掛金を引き上げることも考えられる。これにより資産運用面でもより低リスク運用が可能となり、安定的な財政運営が図られると考えられる。

・給付設計に関しては、いわゆるキャッシュバランス型の給付設計を導入し、市場環境悪化時の運用リスクを抑制することが考えられる。

・従業員にも応分のリスク負担を求めることになるが、確定拠出年金の導入により確定給付企業年金の割合を引き下げることが考えられる。

・本質的に時価資産の積み上げを向上させるものではないが、継続基準の財政検証の抵触の可能性を低くするという意味では資産の評価方法として数理的評価を導入しておくことも考えられる。

○今後の法令等の整備も視野に入れて考えられる方策

・掛金の拠出については、事業主に掛金負担能力のある時により多くの額が拠出できるような弾力的な対応が可能となるようにすべきではないかと考える。まず、特別掛金に関しては、現行の取扱いでは弾力償却の範囲内での設定を除き、いったん償却年数の短縮により特別掛金を引き上げた場合は、原則として「償却年数を延長して引き下げる」ことができないため、短期償却での特別掛金設定に対し慎重になっていることが想像される。例えば、償却年数の範囲を毎年 3 年から 20 年の範囲で設定できるようにし結果的に「償却年数を延長して引き下げる」ことが可能になれば、事業主に掛金負担能力のある時に積極的に短期償却での特別掛金の設定が可能になると考えられる（定

率償却の場合であれば毎年 50%から 15%の範囲内で設定)。また、数理債務を超えて一定割合までの積立目標（数理債務×1.2 等）を定め、当該水準までの特別掛金設定を可能にすることも考えられる。

次に、特例掛金に関しては、厚生年金基金でのみ可能となっている、毎年の予算で設定する特例掛金を可能とすることが考えられる。前述のとおり、確定給付企業年金では、次回再計算までに積立金の額が責任準備金もしくは最低積立基準額に不足することが予想される額を特例掛金として設定することは可能であるが、次回再計算までの設定では期間が最長で 5 年にもわたる可能性があり、当該特例掛金の設定には慎重になることも想像されるため、単年度での設定を可能にすれば機動的な掛金対応が可能となると考えられる。また、現在、最低積立基準額に用いる予定利率に乘じる率の下限 0.8 を引き下げることも考えられる。

さらに、掛金引き上げを予定利率の引き下げで対応することが考えられるが、下限予定利率を下回る設定は現状では不可である。現行の下限予定利率の決定方法が見直され、さらなる保守的な予定利率の設定が可能になれば、資産運用面でも低リスク運用が可能となり、市場環境悪化時にも耐えうる安定的な財政運営が図られることになると考えられる。

なお、上記掛金抛出に関する取扱いは、現行より多くの抛出を可能とすることになり、税務上の観点から上限枠等の検討も一方で必要となろうが、現行どおりの積立上限額の取扱いを継続することとすれば、当該観点でのチェック機能は一応果たされていると考えられるのではなかろうか。

・給付設計に関しては、前述のとおりキャッシュバランス型の給付設計を導入することにより関しては、現行の法令上、再評価に用いる指標は零を下回らないこととされており、近年のように、運用利回りが零を大きく下回ると短期的な運用リスクを抑制するという意味では効果は限定的である。その意味で、運用実績に連動するキャッシュバランス型の給付設計は検討に値すると考えられる。すなわち、現行のキャッシュバランス型の給付設計のうち、再評価に用いる指標に零を下回ることを許容するもので、これにより市場環境の悪化による影響を給付額に反映することが可能となり、結果として積立水準の大幅な悪化が回避できると考えられる。当該給付設計においては運用の実績が給付額により直接的に反映されることになるため、運用方針の決定には労使間での協議が非常に重要となろう。ただし、当該給付設計の導入により制度毎の運用の巧拙が直接反映されることは望ましくなく、あくまで市場インデックス等の客観的な指標に根拠を置いた実績を反映する等の調整も必要ではないかと考える。

また、確定給付企業年金は退職一時金制度からの移行であることが多いことを考慮すれば、給付額の一定割合は運用実績によらない部分とする、もしくは運用実績で変動する部分の給付額に一定の下限の保証を設ける等、給付時に通期で再評価による部分が零以下となるなどにより移行元の退職一時金制度での水準を大きく下回るような事態を回避するような配慮は必要であろう。さらに、年金受給者・年金受給待期者に関しては、給付額の変動幅が現行のキャッシュバランス型よりも拡大することに対して加入者よりも抵抗が大きいと考えられるため、現行のキャッシュバランス型を継続することが現実的であろう。

・確定拠出年金制度の導入も考えられる。そもそも、確定給付企業年金をすべて確定拠出年金に移行すれば確定給付企業年金の積立不足の問題は解決することとなるが、従業員がすべて運用リスク

を負担すること、退職時まで給付額が確定しないこと等の点で問題がないとは言えない。したがって、確定給付企業年金と確定拠出年金を併存させる前提で、退職一時金とのより柔軟な調整や、より両者の特長を生かせる制度設計を可能にすることを考えたい。従来、退職金からの移行割合を確定給付企業年金7割、確定拠出年金3割などとするいわゆる横割りの制度設計は広く導入されている。しかるに、当該制度設計に関し確定給付企業年金から確定拠出年金に移行する場合の資産の移換額に関しては、移行前後の最低積立基準額の差額とすることとされており、確定拠出年金移行時の各人の持ち分として退職一時金との調整において必ずしも想定する水準どおりになるとは限らず、退職一時金、確定給付企業年金、確定拠出年金間での調整が困難となっている可能性もあると考えられる。移行時の各人の持ち分を柔軟に決定できることとすれば、よりわかりやすい形での望ましい形での調整が可能となると考えられる。また、確定拠出年金においては一定年齢以上ではある程度リスクを抑えた運用とすることが望ましいという観点に立てば、一定年齢未満では確定拠出年金である程度リスクを取った運用を行って収益を追求し、一定年齢以上では確定給付企業年金に移行し且つリスクを落とした運用を行うような制度設計も考えられるのではないか。むしろ、現行の確定拠出年金においても一定年齢以上はリスクを落とした運用をすることとすれば同様の効果は得られることになるが、個人での対応にはある程度限界があると考えられるため、当該制度設計も一応の意味はあると考えられる。

以上